

令和2年第3回臨時会

むかわ町議会会議録

令和2年 4月30日 開会

令和2年 4月30日 閉会

むかわ町議会

令和2年第3回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3
第 1 号 (4月30日)	
議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	7
開会及び開議	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の概要説明	9
報告第5号の上程、説明、質疑	11
承認第2号及び承認第3号の一括上程、説明、質疑、採決	12
承認第4号の上程、説明、質疑、採決	18
承認第5号の上程、説明、質疑、採決	20
承認第6号の上程、説明、質疑、採決	22
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議案第41号及び議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	31
閉議及び閉会	61
署名議員	63

むかわ町告示第19号

令和2年第3回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月24日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年4月30日

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第 5号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)

承 認

承認第 2号 専決処分につき承認を求める件
(令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第9号))

承認第 3号 専決処分につき承認を求める件
(令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第4号))

承認第 4号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町税条例等の一部を改正する条例)

承認第 5号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認第 6号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例)

議 案

議案第39号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

- 議案第40号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第41号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和2年第3回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年4月30日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 報告第 5号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 6 承認第 2号 専決処分につき承認を求める件
(令和元年度むかわ町一般会計補正予算(第9号))
- 第 7 承認第 3号 専決処分につき承認を求める件
(令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 第 8 承認第 4号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 9 承認第 5号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第10 承認第 6号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第11 議案第39号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第40号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第41号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算(第2号)
- 第14 議案第42号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜久	議員
4番	佐藤	守	議員	5番	大松	紀美子	議員
6番	三上	純一	議員	7番	野田	省一	議員
8番	三倉	英規	議員	9番	星	正臣	議員
10番	津川	篤	議員	11番	北村	修	議員
12番	中島	勲	議員	13番	小坂	利政	議員

欠席議員（1名）

3番 山崎満敬議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課主幹	梅津晶	総務企画課主幹	柴田巨樹
総務企画課主幹	菊池功	町民生活課長	飯田洋明
町民生活課主幹	菊池恵美	健康福祉課長	藤江伸
健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	熊谷伸一
産業振興課長	酒巻宏臣	産業振興課参事	太田剛雄
産業振興課主幹	高木龍一郎	産業振興課主幹	藤田浩樹
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤琢	会計室主幹	松本和香
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	長谷山一樹

地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸嶋英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	藤野真稔
地域経済課主幹	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	八木敏彦
教育振興室長	田口博	生涯学習課主幹	松本洋
生涯学習課主幹	佐々木義弘	選挙管理委員会事務局長	成田忠則
農業委員会事務局長	東和博	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	長谷山美香
------	-----	----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

冒頭でありますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用といたします。

また、人と人との一定の距離を保ち、長時間の密接を避けるため、説明員の出入りは自由とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんので御了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、野田省一議員、8番、三倉英規議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております。諸般の報告及び議会だより第103号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

概要説明に入ります前に、諸般の報告といたしまして、新型コロナウイルス感染症における3月27日開催の第2回臨時会以降の町の対応状況についてご報告を申し上げます。

政府は、4月7日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、東京都を含め7都府県を指定、特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、5月6日までの期間、国として感染拡大の予防策を講じたところですか、感染拡大に歯止めがかからず、感染症が全国的に急速に蔓延し、4月16日に指定対象を全都道府県に拡大をしております。また政府は北海道を初めとする13都道府県について、感染拡大防止の取組を重点的に進める特定警戒都道府県に指定を行い、都市部から地方への人の移動を抑制するため国民への協力というのを呼びかけております。

この間、北海道におきましては、4月12日に北海道札幌市緊急共同宣言を行い、人の移動などの防止策を講じておりましたが、病院や介護施設等でクラスター感染者集団が発生するなど感染拡大がおさまらない状況というのが続いております。4月29日現在、国内における感染者数は1万4,814人となり、道内においては726人の感染が確認され、胆振管内におきましても15の方が発症しているところでございます。患者数は456人と増加が続いている状況、死亡者27人、陰性確認済み、累計243人となっております。

町におきましては、緊急事態宣言を受けて、4月13日に第5回の新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、条例に基づく正式な本部会議として発足、武鳥川厚生病院、穂別診療所、両地区の消防支署など、またオブザーバーとして町議会、鶴川交番、穂別駐在所も本部

に加わっていただき、情報の共有を初め町全体の連携を図りながら対策を講じてまいっております。

5月6日までの措置としては、4月20日から小中学校の休校を初め各公共施設の利用の休止、町民の皆さんに対し町外への外出自粛のお願いなど、行政無線や情報端末による周知を初め町ホームページ等で情報の発信に努め、感染予防の対策に努めてきているところでございます。

また、道内における感染症拡大により、町内におきましても飲食店等を初め経済的な影響も心配されることから、今議会で提案をさせていただきますが、町内における事業者の皆さんへの町としての独自支援金など、ストップ・ザ・コロナというのを今回の感染症拡大防止の支援に係る補正予算のテーマとし、むかわの底力で自粛から収束に向け切れ目なく段階的な施策というのを講じてまいりたいと考えております。

一方で、国が実施する特別定額給付金（仮称）1人当たり10万円の給付の事務においては、実施主体が市区町村とされ、5月支給に向け庁内体制の整備を図ってきているところでございます。本町から新型コロナウイルス感染症の発症は現在確認されておりませんが、今後も感染のリスクは高く、依然として緊張感を持った対応というのが求められております。引き続き感染予防の徹底とともに、今回を機にタイムラインを活用した感染症緊急対応行動計画を策定し、有事に備える体制を整えてまいります。

町民の皆さんには、今後も予防対策に御協力をいただき、うつらない・うつさない・広げないというのを基本にした行動を実践されますよう、お願いを申し上げます。町としましても適時適切な情報提供で感染症の拡大防止対策や、国や北海道と一層緊密に連携した緊急支援対策に取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

さて、本臨時会で御審議いただく事件は、報告1件、承認5件、議案4件でございます。

報告第5号 専決処分報告に関する件につきましては、普通河川オサネツ川災害復旧工事その1の設計変更が生じ契約金額を変更したため、令和2年4月27日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）を令和2年3月31日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）を令和2年3月31日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきましては、むかわ町税条例等の一部を改正する条例を令和2年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第5号 専決処分につき承認を求める件につきましては、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和2年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきましては、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例を令和2年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第39号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに、療養のため労務に服することができなかった期間に対し疾病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第40号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第41号及び議案第42号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）、令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長行政報告及び提出事件の大要説明は終わりました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第5、報告第5号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第5号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、令和元年9月10日開会の令和元年むかわ町議会第3回定例会におきまして議決をいただきました普通河川オサネツ川災害復旧工事その1に係る工事請負契約につきまして、設計変更に伴い契約金額を変更したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年4月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、共通仮設及び構造物の撤去工、仮設工の変更、また各工種に係る数量の確定によるものでございます。

議決をいただきました契約金額の事項中、8,586万円に29万2,000円を追加いたしまして8,615万2,000円に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決、むかわ町長の専決事項の指定について、第4号の規定に基づき当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲内での変更でありますので、専決処分をしたものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第5号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎承認第2号及び承認第3号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第9号））及び日程第7、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号））の2件を一括議題とします。

承認第2号及び承認第3号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

[菊池 功総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）、承認第3号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告につき承認を求める件につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

承認第2号につきましては、令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）でございます。歳入では地方交付税並びに地方債の発行額がそれぞれ確定したこと、また災害復旧関連事業に係る補助金、ふるさと納税を含む寄附金が確定したこと、歳出では、ふるさと納税の寄附者の意向に基づく各基金の積立額、歳入の確定に伴う財源振替等に係る所要の補正を令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し承認を求めます。

議案書4ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,826万7,000円にするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページ、歳入より御説明申し上げます。

10款地方交付税2億9,447万3,000円の追加につきましては、特別地方交付税の3月交付分の確定に伴い、増額分を追加したものでございます。特別交付税につきましては、12月交付分を合わせ令和元年度の交付額は10億2,467万4,000円になったところでございます。

続きまして、14款国庫支出金5,826万7,000円の追加につきましては、平成30年北海道胆振東部地震により被災した住宅の応急修理業務に係る令和元年度執行分に係る災害救助費負担金の確定による511万5,000円、保健体育施設災害復旧事業に係る補助金5,315万2,000円でございます。

なお、保健体育施設災害復旧事業に係る補助金につきましては、令和2年度の繰越事業で執行するむかわテニスコート及び穂別水泳プールの復旧事業を含め5施設の事業の完了した後には交付されるとされていたことから、既に復旧工事を完了した3施設に係る歳入は町債を合わせて令和2年度当初予算で措置したところでございますが、既に完了した施設に係る費

用に対し令和元年度決定により交付されることとなったことから、改めて予算を追加するものでございます。この後の議案で説明となります令和2年度補正において減額調整するものでございます。

15款道支出金344万5,000円の増減につきましては、令和元年度農地耕作条件改善事業交付金の確定による467万円の追加と、地域づくり総合交付金の確定に伴う122万5,000円の減額でございます。

17款寄附金455万4,000円の追加につきましては、ふるさと納税を含めた一般寄附金が3月31日に確定したことに伴い増額するものでございます。

4ページに移りまして、18款繰入金1億7,400万円の減額につきましては、特別地方交付税の増額により令和元年度の一般財源に係る手当が可能になったことから、財政調整基金繰入金の取崩しを取りやめるものでございます。

なお、財政調整基金につきましては、令和元年度当初予算で4億円の繰入れを措置したところですが、今回の減額により皆減となったところでございます。

21款町債2,170万円の増減につきましては、災害関連及び農業基盤整備事業の確定に伴う4,640万円の減額と、14款で御説明しました保健体育施設災害復旧事業に係る3施設分2,470万円の借入れに係る補正を行うものでございます。

続きまして、5ページの歳出に移らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5項財産管理費の1億2,343万6,000円の追加につきましては、歳入で御説明しました地方交付税の増額により当該年度の一般財源の手当が可能となったことから、後年度以降の各事業での調整弁となる財政調整基金に1億2,000万円、また一般寄附金、災害見舞金及びふるさと納税等における寄附者の意向の中で災害復旧復興のためとして寄附された金額から、返礼品等の費用を除いた343万6,000円の胆振東部地震対策基金に追加するものでございます。

6項財産管理費の67万5,000円の減額につきましては、令和元年度の財産管理に係る事業費が確定したことに伴う減額でございます。

9項企画費の377万8,000円の増額につきましては、ふるさと納税等における寄附者の意向に基づき地域振興基金に228万9,000円、恐竜の卵基金に148万9,000円を積み立てるものでございます。

なお、274番恐竜プロジェクト事業につきましては、地域づくり総合交付金の確定により財源を振り替えるものでございます。

6 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の35万円の減額につきましては、高齢者等の冬の生活支援事業、福祉灯油事業の事業費の確定に伴い減額するものでございます。

なお、特定財源の12万5,000円の減額につきましては、地域づくり総合交付金の確定に伴うものでございます。

3 項災害救助費につきましては、被災住宅応急修理に係る災害救助負担金の交付により財源を振り替えるものでございます。

4 項衛生費につきましては、平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害復旧処理事業の災害等廃棄物処理事業の確定に伴い補助対象事業費が確定し、事業に係る町債発行額が令和元年度繰越事業として執行する財源の範囲内となることから、現年分の予算につきまして財源を振り替えるものでございます。

7 ページに移りまして、5 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農地費の3,500万円の増減につきましては、令和元年度特別地方交付税において国の直轄事業、農業用施設災害復旧分として算定された金額を国営かんがい排水事業完了後の負担に備え、農業基盤整備事業基金に積み立てるものでございます。

なお、1,280番農業基盤整備事業につきましては、道補助金であります農地耕作条件改善事業交付金及び地方債の確定に伴い財源を振り替えるものでございます。

9 款教育費の385万円の追加につきましては、ふるさと納税の寄附者の意向に基づき、教育施設整備基金に125万8,000円、鈴木章記念事業推進基金に125万8,000円、生涯学習推進基金に133万4,000円を積み立てるものでございます。

8 ページ、10 款災害復旧費につきましては、保健体育施設災害復旧事業に係る補助金の交付及び各復旧事業に係る借入金の確定に伴い、それぞれ財源を振り替えるものでございます。

議案書に戻りまして7 ページをお開きください。

第2表、繰越明許費の補正でございます。補正につきましては総事業費が確定しているところでございますが、平成30年北海道胆振東部地震により発生した災害等廃棄物処理事業のうち処理との契約及び搬出作業を終え、支出負担行為額は既に確定しているものの、最終処分場を終えるまで支出ができない廃棄物に係る費用99万8,000円を繰越明許費として追加するものでございます。

議案書8 ページをお開きください。

3 表、地方債の補正でございます。まず廃止につきましては、災害等廃棄物処理事業の完

に伴い平成30年度発行済み及び令和元年度繰越事業の予算の借入れとなることから、令和元年度現年度予算に係る借入れを取りやめるものでございます。

9ページの変更につきましては、農業基盤整備事業及び災害復旧事業に係る借入額の確定に伴いまして、借入れ限度額を歳入予算額に合わせ変更するものでございます。

以上で承認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第3号について御説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

承認第3号につきましては、令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、介護予防・生活支援サービス費の確定により、相当する給付費を支出する必要があることから、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書12ページをお開きください。

第1条でございしますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,114万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出で御説明申し上げます。

3款地域支援事業、1項介護予防・生活サービス事業の43万4,000円の追加につきましては、介護予防・通所介護相当サービス給付費の確定により、事務事業内で不足する費用につきまして追加するものでございます。

なお、今回の補正に伴う財源につきましては、3ページ、歳入に記載の国庫補助金であります地域支援事業交付金としているところでございますが、他の保険給付等を併せた財源調整は決算で行うこととしておりますので、御了解くださいますようお願い申し上げます。

以上で承認第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

初めに、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（令和元年度むかわ町一般会計補正

予算（第9号））に関する説明書、別冊事項別明細書の1、総括、2、歳入、3、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり3ページから9ページまでの予算総則第1表、歳入歳出予算補正、第2表、繰越明許費補正、第3表、地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号））に関する別冊説明書、事項別明細書の1、総括、2、歳入、3、歳出全般についてと、議案書つづり11ページから13ページまでの予算総則第1表、歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第3号の質疑を終わります。

これから承認第2号及び承認第3号の2件を採決します。

初めに、承認第2号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課長。

〔飯田洋明町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（飯田洋明君） 承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例等の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案書は15ページになります。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、むかわ町税条例等の改正が必要となりましたことから、施行日が5回に分けられていることもございまして、今回は令和2年4月1日に施行されるもののみについて議会の開催のいとまがございませんでしたので、令和2年4月1日付専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料1ページをお開き願います。

むかわ町税条例等の一部を改正する条例の概要によりまして、項目ごとに説明をさせていただきます。

初めに、町民税に関する項目でございます。

(1) ①の第36条の3の2及び第36条の3の3の改正につきましては、給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族申告書にその旨の記載を不要とするものでございます。

②の附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長することに伴う規定の整備でございます。

③附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長することに伴う規定の整備でございます。

続きまして、固定資産税に関する項目でございます。

①第54条の改正につきましては、使用者を所有者とみなす制度の拡大で調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかにならない場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができる規定の整備でございます。

②の第74条の3の改正につきましては、現に所有している方、相続人等の申告の制度化で登記簿上の所有者がお亡くなりになり、相続登記がされる前の間、現在の所有者のお名前、住所等、必要な事項の申告に関する規定を整備するものでございます。

続きまして、町たばこ税に関係する項目でございます。

第96条の改正につきましては、課税の免除に当たっての手續の簡素化の規定を整備するものでございます。

その他の項目につきましては法律改正に合わせて項ズレに伴う整理、字句の整理、改元対応の整備となっております。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、別冊議案説明資料2ページから22ページに記載してございますので、後ほど御確認のほうをお願いしたいと思います。

議案書の19ページにお戻り願いたいと思います。

附則といたしまして、第1条、施行期日を規定してございます。令和2年4月1日から施行することとしております。第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

なお、本条例改正につきましては、令和2年3月27日に開催されました令和2年第4回むかわ町議会全員協議会におきまして、あらかじめ御説明させていただいた内容からは変更はございません。

以上、承認第4号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 説明資料の1ページで、（2）の①のところなんですけれども、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる規定整備ということなんですけれども、むかわ町の中でいらしたんじゃないかなと思うんですけれども、実態としてはどのようになっていますか。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 町内の現状におきましては、基本的には相続の方がいらっしゃる場合がほとんどでございまして、使用者の方を所有者とみなすこの規定に該当する方は現在のところはいらっしゃいません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、承認第5号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課長。

〔飯田洋明町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（飯田洋明君） 承認第5号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、むかわ町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございませんでしたので、令和2年4月1日付で専決

処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料23ページをお開き願います。

地方税法施行令等の改正に伴う、むかわ町国民健康保険税条例の改正の概要によりまして御説明いたします。

改正の趣旨につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

改正の概要でございますが、今回の改正につきましては、低所得者に対する国民健康保険税の負担軽減を拡充するため、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

5割軽減に係る国保加入者1人当たりの基準額28万円を28万5,000円に、2割軽減に係る基準額を51万円から52万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

3の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、租税特別措置法の規定に係る規定につきまして、法律改正に合わせて第35条の3第1項を追加するものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、24ページから25ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の22ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条に施行期日を規定しております。この条例につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2条の適用区分といたしまして、改正後の規定につきましては令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

なお、本条例改正につきましても先ほどの町税条例等の改正に合わせまして議員全員協議会のほうで御説明させていただいた内容と変更はございません。

以上、承認第5号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第5号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、承認第6号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菅原地域振興課主幹。

[菅原光博地域振興課主幹 登壇]

○地域振興課主幹（菅原光博君） 承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

説明の関係から別冊にて配付しております議案説明資料27ページの新旧対照表をお開き願います。

本条例改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、むかわ町介護保険条例の改正が必要になりましたが、議会開催のいとまがございましたので、令和2年4月1日、専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

改正の趣旨につきましては、第1段階の介護保険料につきましては2万700円から1万6,500円に、第2段階については3万4,500円から2万7,600円に、第3段階については4万円から3万8,600円に改正するものであります。

なお、本改正に合わせまして元号の改正も行うものでございます。

議案書の24ページの承認第6号へ戻っていただきたいと思っております。

附則といたしまして、第1条でこの条例は令和2年4月1日から施行することとし、第2条では保険料に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、承認第6号につきましての説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第6号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第39号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課長。

〔飯田洋明町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（飯田洋明君） 議案第39号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書25ページになります。

本条例改正につきましては、内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の第2弾といたしまして、国民健康保険及び後期高齢者医療において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者の方を対象に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支

援を行うことが決定されたことを受け、厚生労働省から市町村等に対しまして傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたところでございます。

本町といたしましても、この要請趣旨に沿った中で傷病手当金の支給を行うことで、むかわ町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料29ページをお開き願います。

こちらの資料によりまして、改正内容を御説明いたします。

1の改正の趣旨につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

改正の概要でございますが、初めに対象となる方につきましては、むかわ町国民健康保険の被保険者である被用者、被用者という方は給与の支払いを受けている方に限るとしております。その被用者の方で新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより療養のため就労することができない方が対象となります。

支給の対象となる期間につきましては、就労できなくなった日から試算して3日を経過した日から就労できない期間のうち、給与の全部または一部を受けることができない期間が対象となります。

支給する額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2が1日当たりの支給額となります。

適用する期間につきましては、本年の1月1日から規則で定める日までとするものでございます。

なお、入院が継続する場合などにつきましては最長で1年6か月間、支給の対象となります。

恐れ入りますが、議案書の26ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、規則で定める日まで適用するものでございます。

なお、規則で定める日につきましては、適用期間を定める規則の制定によりまして本年9月30日までの期間とする予定でございます。この適用期間の終期につきまして条例ではなく規則で定めることにつきましては、状況の回復が見込めず国の制度が延長された場合に早急な対応が求められますことから、規則の改正により対応することとさせていただきたいと考えてございます。

以上、議案第39号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

ます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、北村議員。マイク入らない。

○11番（北村 修君） 2つほど質問させていただきます。聞こえますか、大丈夫ですか、入っていますか。

1つは、傷病手当を国保にも適用する、国が今回コロナ対策という形の中でやれば全額持つよという形なんですけど、ここで1つ目に伺いたいのは、この改正でも被保険者である被用者、給与支払いを受けている者に限ると、こういうふうになっているんだけど、これはいわゆる給与をもらっていてということになっちゃう、それだけに限ったということにするということなのかということで改めて確認します。

御存じのように国民健康保険、国保の我が町の実態で言えば、こういうところに該当する方というのは極めて少ないと言わざると得ないと思っています。多くは自営業者、農業だとか事業主、こういう人たちが圧倒的だというふうに思います。そういう人たちの適用というのはどのように考えておられるのかということを含めて伺っておきたい。

あわせて、これは仮にこのままいった場合に、どのぐらいの数といえますか、被保険者が該当ということになっておられるのか、その辺の数字も併せてお願いをしたい。

それから2つ目に、適用期間の問題なんですけど、残念ながら9月、延長しても1年6か月、こういうコロナだけに限ったということになっちゃっているんだけど、しかしこの傷病手当をこの制度にのせるという場合に、これは本当にもうちょっと考えていいんじゃないかと。そもそも国保にも傷病手当を入れてよいというのはあるんですね。そして、これは地方自治体のそれぞれの市町村の考え方でできるようになっているんです。ただ、いろいろ財源等々の問題があるから、なかなかそのところは踏み切っていないんだけど、やはり国保にも一般健保と同じように、けがをした場合に、入院した場合に、働けなくなった場合に傷病手当を出すというそういう観点に立ってこの際やるべきではないかというふうに、だからこういう適用期間というのじゃなくて、将来どう検討していくと、考えていくと、こういうふうにするべきじゃないかというふうに思うんですが、それらを含めて見解を伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 初めに、1点目の対象者の被用者に限った部分に関しましては、今回の改正に係る対象者につきましては、あくまでも被用者に限った部分での改正となっております。

対象となる方につきましては、まだ前々年の所得でのお答えしかできませんけれども、申告の内容での数字等しかこちらでまだ把握できていないものですから、まずその方、給与所得がある方全ての方が対象になるかどうかという部分では個別の調査が必要になってくるものでございますけれども、100万円以上の給与収入のある方を仮に該当になるということで集計したところ、大体600名ほどの方が前々年の所得で100万円以上の給与収入があるという状況になってございます。

適用期間の1年6か月の部分につきましては、まず基本的には今回取りあえず当初では9月30日までの今年の1月1日から9月30日までの間での療養のために給与をもらえなかった期間がある方を対象としますけれども、今後状況が回復がしていかないということであれば、その9月30日までという期間を規則の中で延ばしていくというようなところは、今の段階ではいつまでということはまだ決まっていませんけれども、その終期の延長は今後起こり得ると考えております。

傷病手当金の今回のコロナに限らずということにつきましては、所得の収入の考え方といえますか捉え方が、いわゆる被用者の方と自営業の方では、なかなか収入の増減というのが判断といえますか、どこを基準にということがなかなか難しいこともあって、これまでは制度化してこなかったということもあると思いますので、その辺もう少し各町の状況も調べさせてもらいながら検討のほうはしていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 600人というふうに対象があるだろうというふうに言われたんですけども、本当にそういう数字が出るかなというふうに感じているんです。私も被保険者の数から言って600というと大体3分の1ぐらいの該当になるんですが、多くが農業の関係であったり、それから小さなお店の皆さんであったりという形なんですよね。そして一般の高齢者という形になるわけで、そういうような場合には、なかなかそういうところでいくと給与だけということで600って本当になるのかなというのが一つ疑問なんですけど、改めて、これを伺います。

それから、もう一つは、やはり今言ったようにお店を営んでいる自営業者だとか農業をや

っている自営業者あるいは農業でも中でも家族でも専従者になっている方もいらっしゃいます。こうした人たちがやっぱり適用されるということが大事でないかというように思うんですが、その辺のところをうちの町としてはどう考えていくのか、そこらを含めて改めて伺っておきたいというように思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 先ほどの600名といたしますのは、これはあくまでも所得が100万円以上あった方の人数でございますので、当然この方々全てが今回の対象となるとは思っておりません。ですから恒常的に例えば10万前後で1年間国保に入りながら事業所にお勤めの方は当然対象になりますし、半年なり3か月の間で100万超えたという方は、その働いた期間によってになりますが、該当にならない方というのも当然出てくると考えておりますので、なかなかこの600名のうち何割、何人対象になってくるかという部分では、今の状況では把握はできていない状況です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、傷病手当金の関係でございますけれども、これは収入が落ち込んだというよりも、コロナウイルスにかかった、もしくはかかった疑いということですので、今のところ本町、幸いにしていられませんが、相当絞られた方になるのかなというふうに思っております。そういった意味では該当者というのはやっぱり限られているのかなというふうに思いますし、先ほど議員の言われた農業者、自営業者等々、収入が下がってきている方がいらっしゃるという中では、そういったものについては傷病手当金という形ではなくて、町で独自の支援策といいますか経営支援みたいな形を取っていききたいというふうに思っておりますので、別の次元というか、別の形で支援をしていききたいというふうに思っております。

また、国保税等については支払いの猶予等の取扱いもできるようになってございますので、そういった相談に応じながら弾力的に運用をしていききたいというふうに思っております。

加えて、今回のこの拡大については、さらなる拡大に向けて今後の国等への要望等、そういったものにも加えていければなというふうに思っております。

以上、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと私の言い方が間違ったので、収入の落ち込みを言ったつも

りはなかったんだけど、農業者の中でも今で言えばこの間、農家の皆さんの中でも随分けがをされるという場合が多いんです。あの、農業者保険というのが制度が一人親方であるんですけども、その中で年間相当数、農業事故の中で起きてきているというような状況もあります。

ここの場合は、いわゆるそういう国保に加入している方が感染を受ける、あるいはそれで仕事なくなるという形の中での傷病なんでね、これはどこに行くかは分からないわけですよ。ですから、そうなった場合にどう対応するのかということをやっぱり問われてくるんじゃないかというふうに思うんで改めて伺っておきたいというのと、それからそういう傷病手当を受けるような状況が発生したときに、先ほどの何人になるか分からないという話の中なんだけれども、じゃ、そういうものを自主申告していけば対応を考えるというふうにするということを確認を取っておきたいというふうに思うんですけども、そういうことしかないんだろうと思うんですが、この手当を支給を要求するそういう仕組み等々についてはどのように考えておるのか、ここだけ改めて伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） この傷病手当金の支給に関する手続きにつきましては、別途規則のほうで方法といいますが、申請方法のほうを規定のほうをしていきたいと考えておりますが、基本的には該当の本人の方、その該当本人の方からの申請書に基づき手続きのほうを進めることとなりますが、その申請書にはお勤めになっている事業所の方の、事業所の事業主の方の証明、あとは医療機関の証明のほうを添付して申請ということになってございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 関連なんですけど、同じ国民健康保険に加入していて給与所得を受けている人と、今言われた農業者の方もいるし自営業者の方もいると。このコロナウイルス感染というのは、要するにその職業を分けてうつる、うつらないというんじゃないで、全てが感染するかもしれないという非常に怖い病気ですよ。同じ国民健康保険に加入していて差別があるというのは、やっぱりそもそもおかしいなという気がしているんです。

それで、先ほど副町長は、給与を受けている人以外で感染した場合には、しかるべき町独自の対応を考えていきたいとおっしゃったんですけども、具体的に、じゃこの条例の中で発生、感染した場合に、ちょっと計算してみたんですけども大体8割ぐらいの補償になる

のかな。ちょっと違っていたら言ってくださいね。それと同じような町独自の支援策というものを検討するということをおっしゃったんだというふうに私は受け取ったんですけども、じゃそれは具体的に今後どれぐらいの間で考えてつくって私たちに示していただけるのか、その辺について伺います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 私のほうから支給額についてですけども、条例の中にもありましたように、大体その3分の2というふうになってございますので、7割弱ぐらいの補償と給付というふうになります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員も御存じのとおり、今現在、緊急事態をどのように乗り切るかということで、町としても国のまずは最大限の対処方針に基づきながら、町としても独自設計をどういうふうにしていくかということで、この後にそれぞれの中身について具体的に予算提案も含めて説明をさせていただければなと思うんですけども、先ほどの北村議員からの御質問にもありました今回の条例改正に伴う傷病手当の拡充というんでしょうか、そういったことにつきましては、まずは今回の緊急事態を乗り越えて、そして平常時の扱いというのは今回を機にしてどういうふうにすればいいのかということも踏まえながら、国に要望すべきことは要望していきたいと。

それと、重ねますけれども後ほど説明を申し上げたいかと思うんですけども、予算提案のときに、これとは直接関係ないかもしれませんが、地元に住まわれている方の産業関係者も含めての経営の持続化支援事業というのも御提案させていただきますので、その中で御議論をいただければなと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 意義なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第40号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課長。

〔飯田洋明町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（飯田洋明君） 議案第40号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書27ページになります。

本条例改正につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのある被保険者に対しまして、感染症拡大防止の観点から傷病手当金を支給することに伴い、町において行う事務にその支給に係る申請書の受付を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料33ページをお開き願います。

新旧対照表によりまして改正内容を御説明いたします。

町において行う事務、第2条に第8項といたしまして広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書28ページをお開き願います。申し訳ありません、27ページです。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、北海道後期高齢者医療広域連合におきまして条例改正により傷病手当金を支給する内容につきましては、先ほど議案第39号で御説明いたしましたむかわ町国民健康保険条例の改正による改正内容と同じ内容を改正されてございます。

以上、議案第40号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 意義なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号及び議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採

決

○議長（小坂利政君） 日程第13、議案第41号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）及び日程第14、議案第42号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

議案第41号及び議案第42号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第41号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）、議案第42号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について一括して御説明申し上げます。

議案書29ページをお開きください。

議案第41号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）でございま

して、令和2年度国の補正予算（第1号）に提出されております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、実施主体が本町となる特別定額給付金（仮称）事業や、子育て世帯への臨時給付金支給事業、また経営に影響を受ける飲食店等を営む事業者に対する本町独自の支援に係る費用などについて追加するものでございます。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億8,404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億904万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書及び議案説明資料により御説明申し上げます。

歳出、5ページから御説明申し上げます。

歳出の中でも新型コロナウイルス感染拡大防止に係る事業とそれ以外の事業の関係御説明申し上げたいと思います。

併せまして、議案説明資料35ページ、議案第41号資料①をお開きください。

本補正予算で追加し、新型コロナウイルス感染拡大防止緊急経済対策において町民の命と健康を守るチームむかわとしての取り組まなければいけない事業につきまして、その概要を含め御説明申し上げます。

事業概要の1つ目でございます。

役場本庁、総合支所庁舎執務室の分散化に係る予算130万円の追加について御説明申し上げます。

予算説明資料5ページとなります。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務一般管理費、庁舎等管理費事務、60番の1本庁分と60番の2総合支所分、本庁分につきましては100万円、総合支所分につきましては30万円の追加につきましては、現在、本町は4月17日に開催いたしました第6回新型コロナウイルス感染症町対策本部会議の決定を受け、職員間の濃厚接触の低減、万が一、職員の感染が発生した際に、当該職員が執務する職場全体の離脱を阻止するため、本庁職員は産業会館、穂別総合支所には穂別地区から本庁へ勤務する職員が執務できるよう臨時執務室を設置しているほか、本庁及び総合支所の職員が出席必要な庁内会議につきましては、町民センター内ツツジホールをテレビ会議専用室として有料施設を終日利用している状況でございます。現在の本部会議決定は5月6日までとなっておりますが、この5月6日までの間につきましては、既定の予算額で執行が可能な範囲となっております。しかし、この状況が長期化した場合、既定額を超えることから追加するものでございます。

なお、産業会館及び町民センターの使用に係る費用は、本町の各歳入に振替となるため、歳入予算において産業会館使用料及び町民会館使用料にそれぞれ追加しているものでございます。

また、本庁分に係る歳出100万円と歳入30万円の差額につきましては、特別定額給付金（仮称）に係る執務室の関係から、他の有料施設を利用して臨時執務室を開設した場合に備え追加するものでございます。

一応、算定内容としては資料にも書いております四季の館の研修室の借り上げを基礎として算定しておりまして、1か月分70万円を計上するものでございます。

続きまして、概要の2つ目でございます。

特別定額給付金（仮称）の支給に係る7億9,508万円の追加につきまして御説明申し上げます。

予算説明書、同じく5ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に667番特別定額給付金（仮称）事業を新設し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う事業として追加された特別定額給付金支給に係る必要な費用について追加するものでございます。

給付金につきましては、全国で統一的に定められた令和2年4月27日時点の本町の住民記録台帳に記録されている4,105世帯、7,831人に1人10万円として算出した7億8,310万円を総務省から予算科目として示された18節負担金補助及び交付金に追加したほか、支給事務に係る費用として会計年度職員採用に係る報酬、担当職員の時間外勤務手当申請給付に係る需用費、役務費、システム改修費用などの所要の事業費1,198万円を追加するものでございます。

なお、支給事務に係る事業費及び事務費は全額国庫補助金により手当てされることから、歳入に追加してございます。

事業概要の3つ目でございます。高齢者に係る特別対策125万3,000円の追加につきまして御説明します。

予算説明資料は6ページとなります。

3款民生費、1目社会福祉費、2目老人福祉費、670番老人福祉一般事務に75歳以上の高齢者及び基礎疾患を有し重症化のリスクが高いと判断される1,700名に対し、1人につき10枚のマスクを配付するための費用として、消耗品費に101万5,000円、通信運搬費に23万

8,000円を追加するものでございます。

なお、配送方法は包装用袋に入れた状態で封筒に入れ、対象者への郵送による送付をする予定でございまして、町単独事業として実施してまいります。

概要の4つ目でございます。子育て世代への臨時給付金の支給828万5,000円の追加につきまして御説明申し上げます。

予算説明資料、同じく6ページです。

2目児童福祉費、1項児童福祉総務費に916番、子育て世帯の臨時特別給付金支給事業を新設し、新型コロナウイルス感染症経済対策の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に関し、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を上乗せすると決定された臨時特別給付金に係る必要な費用について追加するものでございます。

この給付金につきましては、令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る本則給付の児童が支給対象とされており、4月から新高校1年生となっている場合も対象となるものでございます。本町は454世帯、784名の児童生徒が対象となり、6月支給分に合わせて支給することから784万円を扶助費に追加するほか、支給事務に係る費用として担当職員の時間外勤務手当、給付に係る所要の事務費44万5,000円を追加するものでございます。

なお、支給事業に係る事業費、事務費は全額国庫補助により手当てされることから、歳入に追加してございます。

続きまして、概要の5つ目でございます。母子保健に係る特別対策として2万2,000円の追加をするものでございます。

予算説明書7ページとなります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1000番、母子保健推進事業に新型コロナウイルスに感染した場合においてリスクが高まる妊婦に1人につき10枚のマスクを配付するための費用を追加するものでございます。

なお、配付方法は、既に妊娠されている方につきましては包装用袋に入れた状態で封筒に入れ対象者へ郵送することとし、今後、母子手帳の交付が行われる方には窓口で配付を予定しており、町単独事業として実施してまいります。

続きまして、議案説明資料36ページに移ります。

予算説明資料につきましては8ページに移ります。

概要の6つ目、経済対策4,100万円の追加につきまして御説明申し上げます。

事業の概要につきましては、議案説明資料37ページ、議案第41号資料②新型コロナウイルス感染症経済対策について記載しております。

予算説明書、6款商工費、1480番商工業振興対策事業に新型コロナウイルス感染症の影響から事業活動に影響が出ている事業者を支援し、事業活動の継続に意欲を持って取り組めるような施策を段階的に推進するものでございまして、第1段目といたしましては、感染拡大防止を最優先に、収束のめどがつくまで事業継続に向け取り組む内容を支援する内容でございます。

その内容について37ページの左の表に記載しておりますとおり、令和2年3月27日開会の第1回臨時会で可決いただきました飲食店の出前持ち帰り商品PR事業につきまして、現在の本日4月30日までとなっております申請期間を引き続き取組していただけるよう5月31日まで期間を延長するほか、新たに本町独自に経営に影響を受ける飲食店等を営む事業者に対しまして、今後の経営に意欲を持って取り組んでいただくため支援金を支給するため1,100万円を追加するものでございます。

その飲食店等経営支援事業の概要につきまして、議案説明資料38ページに記載しておりますのでお開きください。

対象は、店舗を町内に有する事業者とし、さらに個人事業者につきまして町民か、またはむかわ町商工会の会員である事業者とし、説明資料に記載のスナック、バー、カラオケボックス、パチンコ店、料理店、居酒屋等を経営する事業者となります。一事業者に対する給付金は20万円とし、5月7日からの受付開始を予定しております。

なお、この支援金は本町独自の取組であり、北海道の休業要請等により支援金の給付を受けた事業者また北海道の休業要請等の対象施設には該当しない飲食店も受給が可能となる仕組みとなっております。

参考までに、北海道の休業要請等の対象施設に該当する事業者の受給例を記載しておりますので参考としてください。

議案説明資料37ページにお戻りいただきまして、左の表の下段に記載してあります感染症拡大防止に係る段階的に取り組む事業といたしまして、地元産業を支える事業者の経営の持続化を図るため、国の持続化給付金の制度の内容を踏まえながら、商工関係事業者に対する支援策を講ずるとともに、販売促進や感染症拡大防止対策の取組を支援する仮称でございますが、地元産業経営持続化支援事業として3,000万円を追加するものでございます。

予算措置につきましては、3月の臨時会で提出した補正予算で設置しました新型コロナ対策補助金に追加するもので、休業要請期間の延長等の場合においても柔軟に対応していくよう予算を追加するものでございます。

経済対策としての第2段階目の取組といたしまして、感染症収束後に、この間に落ち込んだ需要を喚起し地域経済の回復に取組を行える内容でございます。

内容は、37ページの右の表に記載しておりますとおり、感染症の収束状況や国の対策を見極めながら、当初予算で措置していますまちなか復興賑わい創出事業につきまして、北海道胆振東部地震からの復興を図る取組を推進する内容、また地元消費活性化事業を促進するため毎年実施しております商工会プレミアム商品券発行事業を、それぞれコロナショックによる停滞から回復に向けるような実施内容に見直しを図るほか、現在大きく打撃を受けている町内飲食業の支援策といたしまして、収束後、町内飲食店等で利用可能なプレミアム付チケット発行などを今後の補正予算に組み入れていくよう検討してまいります。

議案説明資料36ページにお戻りいただきまして、概要の7つ目、感染拡大防止対策81万5,000円につきまして御説明します。

予算説明書につきましては、8ページ、8款消防費、1780番防災対策事業に令和2年3月27日開会の第2回臨時会で、マスク、消毒液等の購入に係る費用につきまして可決していただき予算執行しているところですが、今後、各公共施設の利用再開に向け設置が必要となる消毒液等の購入や感染症拡大防止に係る啓発費用につきまして追加するものでございます。

なお、購入に係る財源については一般財源となります。

概要の8番目です。子どものための体験活動への支援に係る126万7,000円の追加につきまして御説明します。

予算説明書は8ページ。

9款教育費、2項小学校費、1950番、54万3,000円と、説明書の9ページにあります3項中学校費、2020番中学校管理運営事務72万4,000円の追加でございます。こちらにつきましては、新型コロナ感染症拡大の影響により各学校の修学旅行を延期したことに伴い発生の可能性がある追加費用を保護者の負担軽減のために国庫補助金を活用し、対象費用の上限である1万2,060円の範囲で、小学6年生45名、中学生60名分を追加するものでございます。

なお、本町の負担に係る需用費は、全額国庫補助金により手当てされることから歳入に追加してございます。

続きまして、概要の9番目、学校保健に係る特別対策として65万円の追加につきまして御

説明します。

予算説明書 9 ページ。

9 款教育費、2 項小学校費、1,980 番小学校保健・安全対策事務 40 万円、同じく 3 項中学校費、2060 番中学校保健・安全対策事務 25 万円の追加につきましては、現在休校しております各学校が再開した後、感染症の収束までに必要となる児童生徒用の布製マスクや消毒液、清掃用消毒液、またゴム手袋などの国庫補助金を活用し、各学校の児童生徒の割合に応じ予算を追加するものでございます。

各学校の購入予算につきましては、まず小学校費 40 万円につきましては、鶴川中央小学校が 20 万円、穂別小学校 15 万円、宮戸小学校 5 万円。中学校費 25 万円の内訳につきましては、鶴川中学校 15 万円、穂別中学校 10 万円としているところでございますが、購入費用状況により各事務事業内で調整する予定でございます。

なお、購入に係る事業費の 2 分の 1 が国庫補助金により手当てされることから、歳入に追加してございます。

概要の 10 番目です。図書館運営の衛生対策ということで 63 万 4,000 円を追加してございます。

予算説明書 9 ページ、教育費の 4 項社会福祉費、2 目公民館費、2200 番の 1 及び 2200 番の 2、図書館等管理運営事務本庁及び総合支所にそれぞれ 31 万 7,000 円追加してございます。今回の感染症拡大防止の取組を機に、貸し出した図書が返却された後、紫外線で除菌、消毒するための除菌ボックスを穂別図書館及びまなびランド図書室に 1 台ずつ整備するため追加するものでございます。整備に係る財源は一般財源となります。

続きまして、概要の 11 番目、今後の緊急的対応に備えた予備費として、14 款予備費に 3,000 万円を追加するものでございます。

今回の補正予算は、国の補助金を活用した事業を含めた本町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が主な内容となっており、議案説明資料のタイトルもつけさせていただきます「ストップ・ザ・コロナウイルス、むかわの底力で自粛から収束へ切れ目なく」と、むかわ町として現在の状況の収束へ向けた強い思いを発信させていただく内容となっております。しかしこの 2 か月間の状況から見ますとさらなる長期化も予想されており、その状況においては今回追加する費用だけでは不足することも考えられ、その場合は定例会等において本来追加することになりますが、その間に緊急的な対応が必要となった場合に発動可能な新型コロナウイルス緊急対策に係る予備費として追加するものでございます。

予算説明としましては、歳出の他の事務事業に移るところですが、今回の補正予算は新型コロナウイルス対策という絡みから本町の取組が主となりますので、内容的には歳入の予算となりますが、説明資料下段に記載しております学校給食費の負担金の減免につきまして先に御説明申し上げます。

本町においては、子育て支援の一環として令和2年度から多子世帯の学校給食減免措置を開始することとしておりましたが、4月上旬に使用したものの4月20日の登校をもって再び休校となっている状況でございます。その間、感染症拡大防止の取組により地域経済の落ち込み、またはそこで働く保護者にも影響、さらに自宅待機で発生する家計への負担も大きくなっている状況と考えられることから、多子世帯に限らず児童生徒を持つ全ての家庭において学校給食費を一定期間減免することにより、子育て世代の経済負担の軽減及び生活支援を図るため、学校再開後、1学期分の給食費を減免するものでございます。

なお、既定の予算における影響額は666万2,000円となり、予算説明資料3ページ、歳入、12款分担金及び負担金、2項負担金、2目教育費負担金の学校給食費負担金を減額するものでございます。

以上で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る補正予算の内容の説明を終わらせていただき、その他の事務事業に係る補正内容について御説明申し上げます。

予算説明書5ページですね、歳出から御説明したいと思います。

説明書の5ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、13目自治活動推進費、393番穂別町民センター管理運営事務並びにページは飛びますが8ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、1500番産業会館管理運営事務につきましては、本庁及び穂別総合支所における臨時執務室の開設に伴う借上料が、それぞれの管理運営に係る特定財源となることから財源を振り替えるものでございます。

予算説明書7ページです。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費、1280番農業基盤整備事業の300万円の追加につきましては、鶴川土地改良区が管理する農業用ため池の生田地区貯水池に係る浸水想定図を示した防災ハザードマップを作成するものでございます。本事業は防災重点ため池の指定を受けたことから、地域住民に周知することで減災を図ることを目的とし、北海道に対し長寿命化・防災減災計画を提出した結果、令和2年4月15日付で事業は採択、4月24日付で予算の割当てがありましたので追加するものでございます。

今回の追加に伴う財源につきましては、4ページ、歳入に記載の道支出金、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金により全額手当てされるものでございます。

予算説明資料、同じく7ページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、950番の2発達支援センター事業（総合支所）、9ページ、9款教育費、4項社会教育費、4目青少年健全育成費、2250番鶴川高校生徒寮管理運営事業の20万6,000円、10ページ、同じく教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、2487番学校給食施設管理運営事務の29万3,000円のそれぞれの追加につきましては、各施設職員につきまして自宅から勤務地までの距離において交通費が必要となる会計年度職員を採用したことに伴い、年度内に必要な費用を追加するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

3ページにお戻りください。

説明書3ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目災害復旧費国庫補助金、公立社会教育施設災害復旧費補助金の5,315万2,000円の減額、同じく説明書4ページ、21款町債、公立社会教育施設災害復旧事業債の2,470万円の減額につきましては、先ほど御承認いただきました令和元年一般会計補正予算（第9号）において、説明のとおり既に復旧工事が完了した3施設につきまして令和元年度交付決定となったことにより、令和2年度での当初予算で措置してきたものを減額するものでございます。

同じく4ページ、18款繰入金につきましては、今回の補正における新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る町独自の事業、また歳入の減額調整等を調整した結果、不足する財源につきまして財政調整基金繰入金1億6,000万円を追加するものでございます。

1億6,000万円のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に講ずるため、追加する費用に係る財政調整基金の繰入額は8,201万1,000円となっております。

次に、議案に戻っていただきまして32ページをお開きください。

第2表地方債の補正でございます。

記載してありますとおり、公立社会教育施設災害復旧事業債の借入限度額を先ほど御説明しました歳入の予算額に合わせて変更するものでございます。

恐れ入ります。議案書29ページにお戻り下さい。

第3条、一時借入金の補正でございます。

令和2年度当初予算において議決をいただいております一時借入金の最高額は15億円となっているところでございますが、今回の特別定額給付金につきましては予算規模が大きいこ

とから、毎月の給付見込額に対しまして国庫のほうから概算で交付を受けられる仕組みとなっております。しかし一時的な資金不足により給付や他の支払いに遅れが生じないように、一時借入金の最高額に5億円を追加し20億円とするものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号について御説明申し上げます。

議案書33ページをお開きください。

議案第42号につきましては、令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、先ほど議案第39号で国民健康保険条例の一部を改正する条例案で議決いただきました国民健康保険に加入する被保険者のうち被用者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ療養のために労務に服することができないことで収入が減少した際に予算の執行が必要となることから、疾病手当金につきまして予算を追加するものでございます。

第1条でございしますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ12億6,709万5,000円とするものでございます。

予算の都合上、別冊に配付しております令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出で御説明します。

2款保険給付費に新たに6項傷病手当金、20173番一般被保険者傷病手当金支給事業を新設し、100万円を追加するものでございます。今回の追加に伴う財源につきましては、3ページ、歳入に記載しております道支出金、特別調整交付金により全額手当てされるものでございます。

以上で、議案第41号及び議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号の順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第41号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊事項別明細書、5ページから10ページまでの3、歳出の全般について質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 5ページから10ページまで、事業番号で670番老人福祉一般事務に関連してなんですけれども、マスクの話になるんですけれども、例えば病院とか介護施設とかにまでちょっと発展してしまいますけれども、現状としてマスクなどの、あるいは医療資機材の現状というものは把握されているのか、お伺いをしたい。

それと、事業番号が1480番、8ページに入るところ、1480番入りますね、商工振興対策事業に関連してでありますけれども、まず対象にならない事業者というのが、実際には今回のこれだけでは飲食業に関連するところだけの手当あるいは国の産業持続化支援事業補助金とか、あるいは給付金とかいうものがあるわけですが、町独自には今回の支援の対象にならない事業者というのはあまり考えていらっしゃらないのか、今後考えがあるのかについてお伺いしたい。

特に2つ目、その1480番目の2つ目になりますけれども、指定管理者に関しまして今後どのような対応を取っていくのか、具体的に申し上げれば、むかわで言えば四季の館のお風呂ですとか、あるいは穂別に関してもお風呂屋さんなど、既に今回の緊急対策を受けて閉めているようなところもあるわけですから、そういったところにどのような補償をしていくのか、やはり維持管理していくのに、それ相当の経費がかかっているわけですから、この点について1480番目の2点目ですね。それと1480の事業番号ですけれども、それで2つですね。

それと1780番、これは入らないかな、ああ、入るね、防災対策事業費ということですが、これに関連してになってしまいますけれども、現在、今回の新型コロナウイルスに感染した場合の情報伝達の町に対してどのような手順で伝わってくるのか、正確な情報が瞬時に入るものなのか、あるいは後日になるものなのか、どういう体制なのかを教えてください。

いいですか、続けて。それと1780番の2つ目でありますけれども、起きてはほしくないですけれども、今ウイルス感染するということは非常に確率が高い、年度的にも非常に長いスパンで考えていかなきゃならないということでもありますから、感染者が出た場合の役場での対応マニュアル等は既に作成されたと思うんですけれども、作成されているかどうか、お伺いをしたいと思っています。

以上であります。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから、介護施設と病院等のマスクの状況について

て回答したいと思います。

まず介護施設のほうにつきましては、国や道のほうから定期的に調査のほうが来ておりまして、毎月のように確認をし報告をしているところです。足りない部分につきましては道のほうから直接施設のほうにマスクとかアルコール類が届いているという状況があります。あと厚生病院につきましては不足がありましたら言っていただきたいということで、お話を伝えておりますけれども、現状ではまだ足りているので大丈夫ということで確認をしております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） コロナウイルス感染症拡大に係る経済対策に関する御質問についてお答えさせていただきます。

まず、議員から御指摘のとおり、今回の緊急対策として速やかに対策する部分につきましては飲食店等ということになってございまして、主に具体的には道のほうの緊急事態措置を受けまして休業要請を受けているような業種の方、それからもう一つは、それにも該当していない飲食店を町独自として、そういった方々に全て一律20万円給付をしていくというような内容となっております。それ以外の業種の部分、飲食店のそういった停滞も含めまして、その他の例えばそこに卸をしているような業者さんですとか、そういった方々にもいろいろ影響が出てきておりますし、この春からのイベント等の自粛等々で物産に参加している業者さん、または既に卸している事業者さんですね、そういった方にも多く影響が出てきているところでございまして、そういった部分については、こちらのほう、もう一つ予算を今回出させていただきますまして、第2弾のほうで具体的な内容というものを精査しまして、また国の持続化給付金というものも現在措置されているという、こちら大変条件が厳しくなっているようでございますけれども、国や道のそういった制度内容というものもきちんと見極めながら、私どもとしての支援対策というものを具体的に固めてまいりたいという考え方でございます。

なお、最後の御質問の指定管理者への対策の部分でございます。

公共施設の機能というものを維持管理していただいております、実は指定管理者と協定を結んで指定をしているという内容でございます。前回の臨時会の中でもそういった御質問をいただいたところでございますけれども、当然、指定管理者の経営の努力では何ともしがたい、こういった災害ですとか、こういった今回の状況に関しましては、協定に基づきまし

ての手当てといたしますか、保証といたしますか、そういったものも考慮されるような実には内容になってございます。もちろん国のいろいろ休業の補償交付金ですとか、そういった制度もございますので、まずはそういったものの活用というものも促しながら、それらの足りない部分といたしますか、そういった部分については、その協定に即した中でいろいろ考えていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） まず1点目の、町へどういうふうに情報が伝わってくるかということですが、まずPCR検査を町内の方が受けた場合に、前日になるんですけども、私どものほうにPCR検査に入ったということを保健所のほうから電話が来ることになっています。この部分を検査終わった段階で陰性か陽性かという報告を受ける形になっておまして、氏名までは公表は保健所のほうではしませんけれども、何十代男性・女性という性別のところまで教えていただけるような形になっています。

ただ、行動履歴とか、例えばの話ですけれども役場職員がかかったということになれば、当然、役場の消毒ですとかそういったことがありますので、現在、胆振管内でというふうになって、北海道としては管内までしか公表しないことにはなっていますけれども、そういった公共施設を使っているとか、そういったことがあれば、当然、市町村名まで出さないで休止だとかそういったことはできませんので、そういった場合は北海道のほうから本人に市町村名まで公表させてほしいということでお話をするような形を北海道で取っているそうです。

また、2つ目のマニュアルですけれども、現在は、むかわ町新型インフルエンザ等対策行動計画というものが策定されております。この中で現在行っておりますけれども、先ほど町長のほうからも感染症緊急対応行動計画というものを策定するというようなお話をさせていただきましたけれども、今回例えばですけれども北海道で緊急事態宣言が出されました。これは北海道として国によらないものでしたので、こういったことも今後想定をしながらマニュアルをつくっていかなくちゃいけないとも考えていますので、この辺を含めた対応マニュアルというものをタイムライン形式で行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まず、670番の件でマスクの件ですけれども、実態、ちょっと私もはっきりはこの事業とは言えませんけれども、これ基準的に例えば職員、病院だとか介護施

設だとか週に何枚というような基準を持って与えているのか、何か1週間に2枚しか当たらないんだとかというような話もちらっと聞いたものですから、現場から。それで合っているんならそれでしょうがないのかなと思うんですけども、その辺も含めてどういう基準で配付しているのかというふうにお伺いしておきたい。

それと、1480番の指定事業者、指定管理の関係ですけれども、今後、国の対策を含めながらというようなお話でありますけれども、やはり事業を経営されている方にとっては、非常に時間というものが次の事業資金をどうするかということが非常に大変なわけですね。会社ですともうけて蓄えがあるような会社であれば話は別ですけれども、それにしても1か月、2か月たつと、非常にやはり資金を回していくのに大変になる時期になってくるんでないか、この辺、迅速に対応していかなければならないと思うんですが、国の今の持続化補助金と給付金を見ても、まずは事業が前年の50%みたいに減額になっているというラインがあったり、まずそこで引っかかっちゃうと。50%を切っていないと40%の人はまずアウトですからね、50%という非常にやはり相当な危険なラインを越さないと資金が当たらないという状況でもあります。それと時間的な問題、やはり苦慮されているということがありますので、まずこの指定管理者に関しましては、特に時間の問題も考慮して考えてあげていったらいかがかなというふうに考えております。

それと、もう1点、今のお話の続き、同じ話になりますけれども、対象にならない事業者、実は今回休業要請を僕いろいろ調べてみたんですけども、休業要請をしているところ、飲食業だけかなと思ったら一覧表になって道から出ているんですね。実は個人的な話、ここから個人的なお話になりますけれども、個人的に私のお店も実は休業要請の指定になるんですよ。実はそこまでやはり恐らく調べると、25日から休んでいたら休業補償もらえたところもあるんじゃないのかなというふうにも捉えられるんですね。そこは個人で調べるというのはやはり相当難しい。私も相当苦労していろいろと業界を当たってみて、実は道に確認したら、道ではその休業要請にならない事業になっていない人は対象だということまで分かりましたので、実はその辺までいろいろとあったのかなというふうに思っているんですけども、そういう意味でも事業者は飲食業以外の方で支援を欲しいと、給付が欲しいという人がおられるとこれから出てくると思うんですけども、その辺の対策、今後考え方あればお伺いをしたい。

それと、1780番のほうですけれども情報伝達の方法は分かりました。情報伝達は非常に大切で、次どういうふうに降りていくのかとかいうか、いろいろと今回もちょっといろんなデマ

が流れて、災害のときにデマが流れやすいものですから、やはりデマが流れたという経緯が一部であったようです、後から聞いたんですけれども。

それと、やはりそこはしっかりとどういう情報伝達の方法にしていくのか、教えないで済ましちゃうのか、そこら辺についての考え、しっかりまとめておいていただきたいなど。恐らくウイルスはこの町にも漏れなくやってくるんじゃないかなというふうに考えています。

特にもう1点、新しいことですがけれども、こんなことを考えたくないんですけれども、まさかということが本当に起きるから、この事態で例えばほかの災害、地震ですとか雨、洪水ですとか、そういった災害が起きたときのやはり次の手立ても考えておかなければならないだろうと。まさかですがけれども、やはりまさかのときにしか起こらない災害、この非常事態宣言の中で違う災害が起きたときどうするのかというところまで検討するべきだと思うんですが、その辺の考えについてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） マスクの枚数の基準というところですがけれども、特に基準というものは決められておらず、各事業所さんのほうで足りない枚数ということで確認をしながら行っているところです。ただ現在配られているマスクにつきましては、布マスクが職員のほうには数枚配られている状況がありますので、それを洗いながら使っていくという形になりますので、使い捨てが全てではないという形になっております。

また、使い捨てのサージカルマスクのほうが少ない場合につきましては、町のほうで所有しておりますマスクのほうを貸出しするというような形でも対応を行っているところです。

あと、病院のほうにつきましては、感染者に対応する場合とそうでない場合でいろいろとケースが変わってきますので、使う枚数というのはその状況に応じて変わってくるのかなというふうに考えております。その中でN95であったりとか、いろいろなマスクの形のものを所有しながら病院のほうで対応しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 町の指定管理者への対応を早急にとということでございましたけれども、それにつきましては、先ほど酒巻のほうで申し上げましたように、基本協定の中で対応していくということにしておりますので、できるだけ速やかに事業者とも協議の場を持って、心配なく今後営業していけるような形にしていきたいと思いますのでございます。

それと、今回の緊急的な町の支援金として、飲食店を中心に今回20万円ということで出し

てもらいましたけれども、商工会のほうでアンケートを実施しているようでございまして、そういった中で飲食店については、ほぼ100%売上げが落ちてコロナの影響を受けているというふうに回答を頂いておりますし、小売店、そしてサービス業についても50%程度の方が何らかの影響があるというふうな回答をしているようでございます。

そういった中で、今回については緊急的にまず道が休業要請した業種関係に限りまして実施したところでありますけれども、今後早急にそれから漏れていく例えば小売業、サービス業、その他の製造業等も含めながら影響等も見ながら、新たな組立てといいますか制度を構築したいというふうに思っております。そういった中にこの（仮称）地元産業経営持続化支援事業というものの中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、国のほうでも大きな事業として持続化給付金というものがございまして、そういった事業との兼ね合いも含めて、そういうところ、漏れるところも含めまして事業の組立てというか、そちらをしてまいりたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） この状況で災害は起こってほしくないなと私も思っています。ですが、実は二、三日前に国のほうから避難所の運営の仕方というようなものが通知が来ておりまして、例えば1世帯ごと距離をあけて寝泊りするとか、そういったものも来ていますし、例えば熱が出た場合に別の部屋で隔離しなさいという指針も出ていますので、そういった部分を考慮に入れながら避難所運営に当たっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、質問のほうは簡潔にお願いしたいと思います。

○7番（野田省一君） 3回目です。

マスクの話ですけれども、分かりました。ただ、そういうような声もあるわけですから、潤沢にあるものなのか、ぎりぎりで運営しているものなのか、そこら辺も含めてぜひ調整を図っていただきたいと思っています。

それと、指定管理者の件ですけれども、ぜひそれぞれ手遅れにならないように、事業に打撃を与えないような手当てをしていただきたい。特に指定管理者以外で普通の一般の小売業に関しても、これからやはり長いスパンで考えていくと手遅れになってしまって、町の機能としてのやはり小売業というのはあるわけですから、そこを町というか、ぎょうにんべんの街を維持していくためにも、やはりそういった手当ても手遅れのないように続けていっていただきたいと思っています。

3回目の最後の質問になるわけですがけれども、例えば前回になるわけですがけれども、飲食店の持ち帰りのチラシやなんか、結局PR事業をやったわけですがけれども、その結果というか、何となく分かりますけれども、100万円近い予算は組んだわけですがけれども、その結果を併せて考えて次の一手として、やはり例えばたまたま今回議会でもお昼御飯を町内事業者から取るというような対策を取るわけですがけれども、まずは役場の中でもそのような取組、お昼ご飯を地元業者から宅配というかここまで持ってきて、集約してこちらでお支払いするような方法をやってみてはどうかと思うんですが、それがうまくいくようであれば次のどっか、病院ですとか介護施設ですとかいろいろ、ああ、病院は駄目なのかな、分からないですがけれども、いろいろと事業所がありますから、少しずつそういうふうに広げていくというような仕事をされてはどうかと思うんですが、そういった考えがあればお伺いをしたいと思っています。

以上です。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） ただいまの出前持ち帰りの利用促進に関する御指摘でございますけれども、実は3月、私は仕事としてああいう支援事業を組ませていただきましたが、実はそれとほぼ同時に役場の親睦団体、職員で組織する団体等がございまして。そちらのほうの一つのキャンペーンといたしまして、みんなで今出歩いて飲み歩きはできないけれども、こういった取組をしましょうという実はキャンペーンを打たせていただいているところでございます。そういったキャンペーン、まだ継続中でございますので、ただいま頂いたようなお話を踏まえながら、より一層このキャンペーン、取り組んでいくような声がけというものもさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうからも、今、酒巻課長からお話しされた関連で穂別地区の役場内で、こちらのほう、地元の飲食店の方々に先週から各グループ、各課単位で昼のお弁当を注文して何とか私たちにできることはないかということで、各職員考えて行動しております。ただ私たちの行動に対しての宣伝等の上手さがないばかりに、そういう御指摘を受けましたが、今後そういうことをもっと全面的に出していきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、コロナ対策については国、道、むかわ町も独自の支援策が

示されましたけれども、3点について質問をしたいと思います。

それで、時間も経過しておりますので再質問はいたしません。それで667番事業番号、この特別定額給付金、これは国のほうから10万円が支給されますけれども、道内においても一部立替え払いをして5月早々に支払いをするというところもあるようですけれども、むかわ町の場合、手続と郵便の配達、いろんな状況もあろうかと思えますけれども、その辺も考慮した中で、いつ頃そういった支払いの日程というものが可能なのか、その辺を1点お伺いをいたします。

それと、2点目は事業番号の1480、ここでもって今後追加の補正の予定ということで、町内の飲食店等で利用可能なプレミアム付きのチケットの発行、こういう計画をしているんですけれども、これ補正の予定ではなくて、ぜひ実行してもらいたいと思えます。というのは、今飲食店組合の中でもいろいろ話が出ているんですけれども、以前に平成26年でしたか、食べまくりチケット発行ワンコインメニューのこれを実施した経過があるんですけれども、これは非常に効果があったと。それで今回、特に御飯物のそういった飲食関係では非常に利用が激減しているという状況の中で、ぜひこういったチケットを発行してもらいたいという意見もありますので、これは予定ではなくて、ぜひ実行をしてもらいたいと思えます。

それともう1点、ここの事業の中にはないんですけれども、幸いむかわ町、コロナの感染者は今いないわけですけれども、防災無線、それからチラシ等で、万が一のときには病院というよりも保健所のほうに相談をして、そして病院にかかるというそういったいろんなむかわ町のマニュアルといいますかガイドライン、こういったものが出ております。

そういった中で、むかわ町の中でも、ちょっと井戸端会議的になりますけれども、もし夫婦がかかった場合に、特に若い夫婦の場合、小さなお子さんがいるものですから、その子どもをどのように保護するのか、実際にかかった夫婦については自分の親にお願いをしたいけれども高齢者なんで、もしうつってしまったら大変だというそういう状況の中で、それでは他人の子どもを預かる、そういったことができるのかできないのか、国のほうでも保健所のほうの一時預かり所でもって保護するというそういう話もありますけれども、具体的にそういったものも示されておられませんので、転ばぬ先の杖ではないですけれども、万が一そういうふうになった場合に、むかわ町としてのガイドラインといいますかマニュアル、そういったものも今後真剣に考えていく必要があると思えますので、その辺の考え方もお伺いしたいと思います。この3点だけお願いします。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 私のほうから、1点目の特別定額給付金の支給スケジュールの件について御解答のほうをさせていただきます。

今、4月27日現在で支給対象者、本町が住民基本台帳のほうからデータを抽出しまして、名簿のほう確定している状況でございます。これから連休を含めまして申請書発送準備のほうを担当者で進めておりまして、連休明けの7日、8日ぐらいで最終的に封入作業等を行って、9日、11日、12日ぐらいをめどに、全町に申請書のほうを郵送のほうを行う予定となっております。随時申請書のほうが返送されてきたものから支給の処理のほうを行いまして、今の予定でございますが大体最短で5月22か25日、そのぐらいが1回目の支給を行えるようなことで事務のほうを進めていこうと思っておりますのでございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 議員おっしゃられているとおり、夫婦2人が感染した場合に子どもをどうするんだというのは二、三日前の新聞報道とかでも出ておりました。一時的に社会福祉施設とか児童福祉施設等で預かっていただけるような話で進んでいたかとは思いますが、保健所との相談になるかなというふうには思うんですけども、その辺は保健所と連携取りながら対応してまいりたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1480の商工業の振興対策に関わる町内の飲食店等のプレミアムの関係でございます。

先ほどから出ていますように、この間の今回の補正対応におきましても、商工会のほうで実施しております商工関係者のアンケート、この中の御意見あるいは動向といったものも踏まえて、まず段階的に今急がれるもの、そして収束に向けてつないでいくもの、そして収束後というものも描きながら組み合わせていこうじゃないかということで、今回まずは第2弾目としてお示しをしたところでもございます。

商工会のほうにおきましても、今回、要望の中でコロナウイルス感染収束後に向けた飲食チケットの販売等の振興策というふうなことも出ていますので、こういった期間の中において想定外のことも起こり得るだろうと、そういった予備費というものも活用しながら、できるだけ速やかに分かりやすい中で、先ほどから出ております持続化給付金の関係も含めて、これの要網的な詳細というのはまだつかみ切れていないということでございますから、まずは今、飲食店を中心に先行しながら、そして飲食店以外の商工をどうするのかと、さらには地

元の一次産業をどうするのかといったことも含めながら、一つのパッケージとしてむかわ町としても示していければなと思っていますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっと関連もあるかもしれませんが伺います。

1つは、今の経済対策、事業名は1480の4,100万円なんですが、ちょっとやっとな臨時議会日程が30日になったということで、道からの休業要請というのは4月25、その要請も本当にぎりぎりだったために、どうしたらいいのか迷っていた飲食店の方々がたくさんいました。ともかく今日、町独自で対象にならない方も20万円を支給するというので、ちょっとほっとする方もいらっしゃると思うんですけども、この商工会が各会員に発送した中に感染対策だとか休業要請だとか含めて対象となる施設一覧の1、2、3とあるんです。その中に3の中にその他ということで、適切な感染防止対策の協力要請ということで理美容とかも入っているんです、実はね。今回は主に飲食店を中心ということで対策を取ったということなんですけれども、本当に全てのお客様を迎えて何かをするというところというのは、全てコロナウイルス感染でお客様も減っているし、自分たちも来てくださった方には消毒をしてもらうとかいろんな対応をしています、実はね。

だから、今の御答弁の中では地元産業、その持続化給付金がどうなのか分からないけれどもということありましたけれども、ぜひ商工会が出したこういうものをよく読んでいただいて、そういうものも例えばたくさん書いてありますから、理美容なんかも含めてきちんと対応できるようなことも併せて考えていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

それから、子どものための（8）の1950と2020で子どものための体験活動の支援って、ちょっと私、理解不足なんですけど、国費で定額補助で1万2,060円というのがあるんですけども、これがもうちょっと具体的にどういうことなのか教えていただきたいのと、それから学校に関わる9番のところについて聞きますけれども、先ほどから指定管理、実は鶴川高校もそうですよね、給料が8割支給だったそうです、8割。そういうことが実際に起きているんです、学校、高校が休校によって。

この前の3月の議会のときにも、その指定管理、すぐ調査しますということを教育長は答弁されているんです。それがどうなっているのか。実際に働いている人たちも8割支給でした、給料が。その辺も運営もできるようにするし、それから働いている人たちも守っていくということをおっしゃっているんですけど、実際にこういうことが起きているということをご

のような対応をされるお考えなのかという1点、聞きたいと思います。

それから、就学援助について一応申請の期限を延ばして、親の所得が減るような場合には、それは期限が途中できちんと受けて対応を図るよにということが多分上から来ているんじゃないかと思うんですけども、そういうことはどのようにされるお考えでしょうか。

それからもう1つだけ。学校給食費の負担金、1学期分ということは4か月分というふう
に考えていいのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 1480番の商工業対策事業に関係してですけれども、先ほど来申し上げております。ちょっと繰り返しになりますけれども、現在緊急的にやっております飲食店の支援、これの次に先ほど言われましたように小売、さらには理容等もサービスに入ると思
いますけれども、そういった町内のほかの事業者に向けても制度を拡大したものを進めてい
きたいというふうに思っております。

そういった中で、国における持続化給付金というものの制度も絡めていければというふう
に思っているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） まず初めに、修学旅行費の関係でございます。こちらの当初
5月なり4月に開催予定していた経費、それを修学旅行を延期することによって発生するキ
ャンセル料だとか料金の値上がりの増えた部分を、1人1万2,060円を限度に国費のほうで
見てくれるということでございますので、その分を予算措置をさせていただいたというこ
とでございます。

それから、鵜川高校の寮の関係でございますが、こちらのほうは指定管理者のほうとお話
をさせていただきまして、管理経費の部分を話し合いでやらせていただいております。その
関係で8割ということで支払うというような中身になっているという内容でございます。

あと、すみません、給食費の関係でございますが、一応4月から1学期ということで4か
月ということでございます。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 就学支援の請求というんでしょうか、関係だと思
うんですが、学校のほうを通じまして親御さんには漏れなく請求していただくというよ
うな形で、今のところ漏れなく事務は進んでおりまして、支給の事務もこれからもう
全て終わっているような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 就学援助なんですけれども、コロナの関係で給与というか所得が減っていくということあり得ますよね、その際にも年度途中でもそういう場合にはきちんと対応をなささいというようなもの、通知来ていませんか。そういうふうなことをきちんとやるようにということ、私の情報ですけれどもね、ちょっとそれ、来ていなかったら調べてください。そういうことも含めて対応していただきたいということです。

それから、指定管理の管理費を8割にしたからというお話、だから給料も8割になったというようなことで受け取ったんですけれども、おかしくありません。学校、本人の都合で休んでいるんじゃないんですよね。これは道の要請、国の要請も含めて、結局仕事ができない状況になっていると。そのことで生活が脅かされるような状況が、そのまま指定管理者に対してそんなことしていいのかというのがまず疑問が1つ。

それから、四季の館は今閉めていますけれども、働いている人たちは休まないで来てくれ、出てくれと。出なければ賃金も払えないからということでやっているというように聞きました。それが普通当たり前じゃないかなと。本人が悪くて休んでいるわけじゃないんですからね。それなのにそういう管理費を8割にするという話合いがついているから賃金も8割だということであれば、それはおかしいんじゃないかというふうに私は思いますけれども、それはどうなんでしょうか。これだけかな。

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

この際でありますから、この臨時会を終了するまで昼食抜きでと思っておりましたが、食べますか。終わらせちゃっていい。

[発言する者あり]

○議長（小坂利政君） じゃ、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開を13時30分といたします。

休憩 午後 零時41分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 先ほどの質問にお答えいたします。

まず、就学支援の関係ですが、3月、そして今もうすぐ4月終わりますが、全て手続のほうは終了しております。それで今後議員のおっしゃったとおり失業したり職場が減収したりと、いろんな事情が発生するかと思います。ですので、その都度申請をいただきながら対応していく形になっていきますので、御理解のほどお願いします。

それと、指定管理者のほう、三気塾のほうは指定管理料の委託料は減額を私たちはしておりません。それで3月分のことだと思えますが普通の所得補償が6割ですが、今回の雇用対策は2割増額の8割になっております。それで8割という形で指定管理者側のほうで多分判断したかと思えますので、そういった部分ではほかの指定管理者制度にのっかっている各事業体も含めて調査しながら、これから4月、5月も発生していくかと思えますので、そこら辺、きちんと把握して指導していきたいと思えますので、御理解のほど、よろしくをお願いします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） それで今、最後の指定管理者への対応のことなんですけれどもね、この指定管理者制度の中で休業の補償が8割、今回のコロナの関係で8割になったと。6割じゃなくて8割になったから、それでいいかと、それで仕方がないというふうな捉え方をしているのかなと思ったんですけれども、結局、例えば休業が5月6日では終わらなくてまた延びるとなりましたら、その雇用を守らなきゃならないときに、やはりそれはあくまでも8割でいくということを町の指定管理者の中でも、それはそれでやむを得ないということで、そのまま町としてはそういう対応を取り続けるということですか。管理委託費は減額していないと言っていますよね。確かに三気塾も寮生がいなかったら寮費は入らないわけですからね、減収とかになりますよ、確かにね。でもその分かからないんですから、食材もかからない、食費もかからないわけだからね、その辺で、なぜその今回のコロナの関係で働く人たちのせいじゃなくて休業しなきゃならないときに、その雇用を守り生活を守るということをしていかなきゃならない。

高校の寮にだって町の職員いますよね、減額になったんですか。なりませんよね。なぜそういう指定管理者の中で働いている人が8割になって、それをよしとするのかと、その辺、私は全然納得いかないですよ。

ほかのところだってありますでしょう。四季の館だって。じゃ四季の館も8割しか支給しないのかと。じゃ、それで生活を支えている人だっているわけですから、それをそのままよしとするのかしないのか、町として。本来は町が直接やらなきゃならないのを指定管理して

いるんですからね、その辺の対応をきちんとしていかないと、いつまで続くか分からない。本当に生活自体守っていけないということになりません。そのことを改めてお伺いしますね、1点ね。

それから、マスクなんですけれども、新聞の報道にもありますけれども、世界中でマスクが足りない。この前、1万枚獲得したと、入手することができたと言っていましたけれども、また追加すると言っていましたけれども、やはり余ってもいいわけですから、少し多めにやっぱり買っておくということが非常に大事だというふうに思うんですよ。政府は配付する配付するとか、出回る出回るって言っていますけれども出回っていませんから。だからその辺も先を見通して、それぞれが何枚分なのか分からないですけれども、大量に多めに注文するという必要かと思うんですけれども、その2点について伺います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの議員の質問にお答えします。

そうではなくて、8割になったのは、あくまで私たちが判断したんだろうなって。相手、指定管理者側なんで町が直接雇用しているわけではないんで、そこら辺を含めて情報を集めてきちんと対応するように私たちは指導していきますんで、そういった部分で御理解いただきたいと思います。ですので8割が決していると思っております。本当に100%になるように努力をしていきたいと思っておりますので、そういった面ではお願いします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） マスクの質問についてお答えをしたいと思います。

今回の補正予算で、町の備蓄品ということで前回は1万枚購入しておりますけれども、改めて今回の部分でまた1万枚を購入をして備蓄をしたいというふうに考えております。

なお、前回の1万枚の用途については、やはり町職員、窓口業務がありますので、そういった対応だとか、あるいは診療所への配付だとか、そういうところで活用させていただいているところがございます。今後も機会あるごとに、やはり情勢を見ながらマスクの備蓄ということで進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 1780番の防災対策事業について確認をしたいと思います。

マスクのほうはいいんですけど、特に病院の看護師、先生方も防護服というんですか、何か2週間ぐらい前聞いたら、あまりないような話ちょっと聞いたんですが、現在間に合っ

いるのか。万が一について、今後やっぱり看護師さんとかなんかが感染した場合は、これ病院がパンクしちゃうということだね、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 防護服の関係ですけれども、感染の疑いのある方が来た場合には、防護服を着たりとかマスクをしたりとか、それからフェイスシールドをしたりとかという形で、完全防備で対応しているというふうに聞いております。それで在庫があるかないかについては厚生病院のほうにもお話しはしているんですけれども、今のところ足りないという話は聞いておりません。また再度確認していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 私のほうからは2点お願ひをしたいと思います。

まず、実際に相談のあったところ1点、産業振興支援でございます。

事業者の中、いろんな事業者ございますけれども、求めているところは民間の金融機関の利子は払いますから元金を猶予していただくための行政のバックボーンが欲しいというお願ひでございました。そのときに私のほうからは、国からは200万円出るよとか、公庫のほうから無利子・無担保で借入れができるよというふうに説明したんですけれども、借入れしないで元金だけ猶予してもらって一定の期間、このコロナが収束するまで猶予してもらって、事業が円滑に回って償還できるようになったら、そのときからまた元金の償還を開始して5年延びたら5年後までということへの支援、そういうふうに決まり事をやってもらえるような支援がいただけないかという内容でございましたので、それをちょっとお伺ひしたいというのが1点です。

それから、もう1点は、こういう状況になりますといろんな犯罪が出てまいります。時間を持って余すものですから悪知恵の働くやからも出てきますので、そういう部分を踏まえて対策本部はあるんですけれども、警察と協力検討しながら防犯の対策室など専門的な部署をつくってはどうかというふうに思うんです。恐らく町民は不安に思うことが多くなってくるので、こういう状況の時に犯罪をしっかりと把握をしながら解決と、町民の不安を払拭してあげるようなPRも含めながら、そういう部署を設置してはどうかという案ですが、そのことについてお伺ひいたしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 防犯の体制についてのお尋ねということでございます。対策本部では冒頭の町長の行政報告の中でもありましたけれども、オブザーバーとして鶴川交番、そして穂別の派出所ということで入っていただいています。実際には苫小牧警察署から担当の方が来られて情報連携取っているということでございます。随時その辺については防犯体制というものもやはり講じていかなきゃならないということも考えておりますので、あるいは詐欺事件とかそういったことがやはり心配されるということでございますから、この辺はやはりしっかり警察と連携を取りながらやっていくということで、本部の中にも入ってもらいながら情報連携していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 経済対策に関する部分でのところで、金融機関からの償還猶予に関する御要望があったということでございます。この間、実は町内の金融機関、それから商工会などいろいろな情報を共有しながら、商工会さんでは実際アンケートも取られていたということで、一体どういったニーズがあるのかということを実はお聞きしながら、いろいろな施策をどういうふうに展開していったらいいかということ、実は参考にさせていただいてきたところでございます。

私ども、そういった情報を金融支援のところに関しては、ちょっとニーズというものがあまり私どものところには届いていなかったという実態もございますけれども、そういう声が実際に地域の中で出ているというような状況でございましたら、改めまして、いま一度そういった商工会さんですとか、あるいは金融機関さんとちょっと情報共有しながら、今後取り得る施策の中にどういったものが必要なのかといったところを私はしっかり調べていきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 産業課長の今のやつ、ぜひそれ、よろしくお願ひしたいと思ひます。いまいま例えば来月の月償還を猶予できるような体制が取れるとか、そういう形が必要ではないかというふうに思ひました。一時の政策金融公庫の借入れも、一体どれだけ借りて、そして、いつお金貸してくれるのかということの不安よりも、今月の償還を猶予していくことで、そのまま止まっている状態の休業を取りあえず長引かせることもできるという言い方でございましたので、よろしくお願ひしたいというのが1点です。

それから、先ほどの対策室ですけれども、役場の誰にどこに相談したらいいかということ
を明確にしてやることを町民の不安を払拭するということをお願いしたい、こういうことで
ございます。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） コロナ対策の関係についての窓口というのは、危機対策で総
括的な窓口を設けております。そういう意味で私どものほうの広報の原稿にもその旨を記載
しているところでございますので、そういった意味で何かコロナ関係で心配な向きがあれば、
一度役場の総務企画課危機対策室のほうに御連絡いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 4点ほどについて、ちょっと確認と質問をしたいと思います。

1つは、この説明資料の順番でいきますが、1つは、いわゆる1人10万円の問題です。こ
の問題でお伺いしたいのは、むかわ町としてはどうするのかということなんですが、いわゆ
る申請の問題です。これまでの報道によりますと、申請はそれぞれ個人が郵送にするか、あ
るいはオンラインにするか、こういったことを申請して、そしてそれに基づいて対応しても
らうということなただけけれども、こういう形を取るのかどうか、こういう形で本当に高齢者
を含めて全住民がそれができるかというのはちょっと不安なところがあるんで、その辺の対
応を含めてどんなふうにしてしようとしているのか1つ。

その関連で5月末という話もしていましたが、5月からやれるということになって
いるんで、できるだけ早く、これはスピード感を持ってやるってはやっていますけれども、
そういうのが大事だと思うんですけれども、そういう点ではどのぐらいでやるのか、できれ
ば本当に5月の早い段階でというふうに思うんですが、その辺を含めて伺っておきたいとい
うのが1つです。

2つ目には、高齢者対応のところでお伺いしたいと思います。

高齢者の問題でもいろいろやっていただいて、マスク等も御努力をされているということ
は知っているんですけれども、問題は地震災害と同じようなもので、自粛という形になって、
特に独り暮らしの高齢者などが自宅に押し込められるという場合が多くなっていくという実
態にあります。こういう場合のこの病状がどうなるかという問題やら高齢者の不安感、これ
らを取り除いていくそういう対応が必要になってくるんじゃないか。

幸い、今、私も調べてみましたらデイサービスに通うところなんかでは、そこに心配だから行かないという、ほかの市なんかへ出ているような状況はないようで、みんな通っていらっしやると、いいなというように思っていますけれども、やっぱりそういうひとり暮らしの高齢者に対する対応、こういうものも大事になるんじゃないかと思っているんですが、そこら辺での対応を伺いたい。

3つ目には、経済対策の問題です。

この問題で、1つは最初の説明の段階で、菊池主幹は町独自の対応として1点につき対象のところ20万という話を言いました。その後ちょっと気になったのは、渋谷副町長が道の救援要請を受けたところだというような話もありました。このところ、ちょっと整理をちゃんとしてもらいたいというふうに思っているんです。全く町独自として道の救援要請を受けたとか受けないとかは別にして、町は独自としてこのメニューの中でやりますよと、こういうふうにすばつとしていただければありがたいなというように思って、そこを確認させていただきたいというのが1つで……

〔発言する者あり〕

○11番（北村 修君）　そうですか、はい、分かりました。ありがとうございます。それが1つです。

次に、保険関係のところなんですけれども、学校保険に関わるところなんですけれども、今、子どもたちが6日までは休校ということになっています。これ、どうなのか、恐らく流れが続く可能性もあるかなというようには思いますけれども、学校が始まりますと、今いろんなところで医療関係に携わる方々が大変な思いをしているんですけれども、学校で言えば一つは養護教員なんですね。ここがいろんな形で集中する可能性がありますし、やっぱり危険度も非常に高い場合もある。ですからこういう人たちの養護の人たちの防衛ですね、防護。これらもやっぱり一定の対応を立てていかないと、置いてやらないと、安心してできないんじゃないか。単なるマスクだけではなくて、いざというときの例えば防護服なんかみたいなそういうことも含めてこれから対応してやらないと、本当に安心してできないんじゃないか、そういう不安感が全国的にはこの養護教諭の問題が出されてきております。こういう点では私どもとしてもそれなりの対応を考えておく必要があるんじゃないかと思っているんですが、その辺はどんなふうになっているか、お答えいただきたい。

以上の点であります。

○議長（小坂利政君）　飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 私のほうから1点目の特別定額給付金の支給に関する御質問にお答えしたいと思います。

今回の特別定額給付金に関しましては、感染症拡大防止の観点から非接触型、郵送ですとかオンラインによる申請が基本ということで一旦はなっております。ただ原則、基本としていることございまして、持参して役場のほうに申請書を持ってこられるという部分を拒む何物もございませんので、それは申請される方が可能な方法を選んでいただいて申請いただければそういう対応を取っていくことになってございますので。

それと、先ほど答弁しましたとおり、一旦は22日ないしは25日の1回目の支給ということで今準備を進めておりますが、これにつきましても一日も早く支給するというところで、例規を含めて準備のほうを進めてまいりますので、申請があったものにつきましては、その都度、一日も早く振り込みができるように対応してまいりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから高齢者の対応についてお答えいたします。

まず、3月の中旬ぐらいに見守り支援センターのほうで持っております見守り名簿、要支援者に対する見守り名簿を活用しまして、民生委員さんのほうに見守りコールという形で電話をかけて安否確認をさせていただいております。ちょっと今手元に数字はないんですけれども、大体640件ぐらいの方に電話をかけまして、お元気ですということで確認を取ってございまして、特に健康上で不安があるという方はいらっしゃらなかったというような状況でした。

その後の対応としましては、今回マスクのほうを75歳以上の方にお配りする形になるんですけれども、そこの中に筋力低下の予防というところはすごく気になっているところですので、体操のリーフレットなんかも一緒に入れながら、こういうことを気をつけてくださいという形で周知をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 20万円の件につきましては、議員のおっしゃるとおり道の給付金とは別に、町独自として20万ということで御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 養護教諭の防護服の関係でありますけれども、これまで学校一丸となって校舎の消毒ですとかマスクの着用といったこと、また学校に登校する際には事前におうちのほうで体温を測ってきてくれということで通知をしているところです。また非接触型の体温計も各校に配付をしているというような状況であります。

今のところ、学校から養護教諭にその防護服とかそういったようなこと、議論にはなっておりませんが、実は学校再開に関しまして、この後また校長会を開いてどのような対応をしていくかということ協議するような形、本日予定しております。その中で、また改めて協議をさせていただきまして、必要とあれば準備をする方向で考えていきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1 ページから4 ページまでの1、総括、2、歳入の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり29ページから32ページまでの予算総則第1表、歳入歳出予算補正、第2表、地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第1号）、事項別明細書の1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり33ページから34ページまでの予算総則第1表、保険事業勘定歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第42号の質疑を終わります。

これから、議案第41号及び議案第42号の討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第41号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第41号の討論を終わります。

次に、議案第42号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第42号の討論を終わります。

これから、議案第41号及び議案第42号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第41号を採決します。

お諮りします。

議案第41号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号を採決します。

お諮りします。

議案第42号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで、本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第3回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時55分